

令和 2 年度 関東森林管理局保護林管理委員会
保護林管理方針書（改定案）について

1.	奥久慈森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	2
2.	那珂川森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	6
3.	利根上流森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	20
4.	上越森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	42
5.	多摩森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	53
6.	富士森林計画区	・ ・ ・ ・ ・	P	57

1 奥久慈森林計画区

- 八溝山シロヤシオ 希少個体群保護林（希少13）・・・P2

管理方針書 13 八溝山シロヤシオ 希少個体群保護林

名称	13 八溝山シロヤシオ 希少個体群保護林 (棚倉森林管理署—奥久慈計画区)		
面積	43.59ha	設定年月日	1993 (H5) 年 4月
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	福島県 東白川郡矢祭町茗荷・入山国有林 林小班：60と		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 尾根筋に、シロヤシオが群生して生育し、南東北及び関東地方において、他には類を見ない群落で、学術上貴重である。このため、シロヤシオが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○シロヤシオ (<i>Rhododendron quinquefolium</i> Bisset et S. Moore)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群(高齢木・老齢木からなる個体群)、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群) キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高680～940m。 ○本保護林の尾根筋には、胸高直径が15～20cmに及ぶシロヤシオが高密度で生育し、他には類を見ない群落を形成している。 ○林内には、ミズナラが優占して生育しており、ミズナラ林の一部にアカシデが僅かに混在している。また、保護林内の谷地形の一部にケヤキが生育している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） シロヤシオ個体は健全に生育していると考えられ、本保護林の設定目的であるシロヤシオの保存に現時点では問題は生じていない。ニホンジカが生息しない地域とされてきたが、新たに生息・繁殖が確認されたため、保護林内のシホンジカの生息状況を引き続き把握する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>保健保安林、都道府県立自然公園第1種特別地域、鳥獣保護区</p>

その他留意事項	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧八溝山アカシデ・ケヤキ林木遺伝資源保存林、保存対象樹種：アカシデ、ケヤキ、60と）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1993（H5）4.1八溝山アカシデ・ケヤキ林木遺伝資源保存林を設定・ 2018（H30）4.1保護林再編（43.59ha）
----------------	---

2那珂川森林計画区

- 大佐飛山地 生物群集保護林（群集4）・・・P 7
- 尚仁沢 生物群集保護林（群集5）・・・P 1 0
- 流石山・大峠ミヤマナラ 希少個体群保護林（希少37）・・・P 1 3
- 那須街道アカマツ遺伝資源 希少個体群保護林（希少38）・・・P 1 6

管理方針書 4 大佐飛山地 生物群集保護林

名称	4 大佐飛山地 生物群集保護林 (塩那森林管理署—那珂川計画区)		
面積	8, 152. 35ha (保存地区 : 8, 152. 35ha、保全利用地区 : 未設定)	設定年月日	2006 (H18) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	栃木県 那須塩原市深山国有林、北山国有林、中山国有林 林小班(保存地区・保全利用地区) : 438い, ろ, 436い1, 2, ろ, 437い1~2, ろ, 188い, ろ, は, ロ, 189い1~2, ろ, は, ロ, 190い1~3, イ1~2, 191い1~2, 192い, ろ, は1~2, イ, 193い, 200に, ほ, へ, と, ち1~2, り, ぬ, る, イ, ロ4~5, 201い, ろ1, は, に, ほ1~2, へ1~2, と1~2, ち, り1~2, ぬ, イ1~18, 202い, ろ, は, に1~3, ほ, へ, と, ち, り, ぬ, る, 1, ロ1~9, 203い1~5, ろ, は, に, ほ1~2, へ1~2, イ1~2, ロ1~15, 204い1~3, ろ1~2, は, ロ1~8, ハ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 大佐飛山地周辺は、気候的には日本海側と太平洋側の推移帯にあり、植生的に太平洋側亜高山帯を代表するコメツガ林が広く分布し、チシマザサ、クマイザサを林床に伴うオオシラビソ林やブナ林が発達している。一方で、高山性のハイマツが標高1, 700m付近から出現することや、ミヤマナラの分布の南東限となっていること、亜高山性植生の著しい下降現象がみられることなど、冬季の季節風による雪庇の発達もたらす特異な植生の分布に特徴が見られる。このため、当該地域の代表的な群落であるブナ林や、降下した亜高山性植生を主体とする地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○日本海側から太平洋側の森林植生への推移帯にある原生的な森林である、亜高山帯のハイマツ群落、ミヤマナラ群落、オオシラビソ群落、ダケカンバ群落、クマイザサ・チシマザサ風衝突草原、自然低木林、山地帯のアスナロ群落、ブナ群落等から構成される多様な森林植生、及び、生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高600~1, 908m。 ○保護林内は、ブナやダケカンバが多く見られ、林床には、チシマザサやクマイザサが繁茂している。針葉樹はウラジロモミやツガがわずかに見られる程度である。日留賀岳方面は、胸高直径30~90cmのブナが多く、ミズナラやダケカンバ、ウラジロモミが混生し、尾根地形の一部にアスナロ群落が見られる。黒滝山方面は、胸高直径30~60cmのダケカンバが多く、ブナやミズナラ、ツガが混生している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。 2. 保全利用地区 (1) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (2) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出 6. 標識類の設置等 7. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ）</p> <p>ニホンジカの痕跡が複数確認されており、調査プロットでは低木層、草木層ともにニホンジカの採食圧による植被率の低下が見られる。また、ニホンジカの採食圧により、下層植生への植被率の低下が見られ、今後の植生変化について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度

<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、自然環境保全地域特別地区、砂防指定地、鳥獣保護区</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧大佐飛山地植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 2 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006（H18）植物群落保護林大佐飛山地を設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（8,152.35ha）

管理方針書 5 尚仁沢 生物群集保護林

名称	5 尚仁沢 生物群集保護林 (塩那森林管理署一那珂川計画区)		
面積	616.34ha (保存地区：613.34ha、保全利用地区：未定)	設定年月日	2006 (H18) 年 4月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	栃木県 塩谷郡塩谷町釈迦ヶ嶽国有林、矢板市寺ノ在所国有林 林小班 (保存地区・保全利用地区)： 346い3, ろ1~2, 347い1~3, ろ1~3, に1~2, 348い1		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 尚仁沢周辺は、ミズナラ群落が多く分布しているとともに太平洋側気候域に残された原生的なブナ・イヌブナ林が分布し、天然記念物にも指定され、学術的に極めて貴重である。このため、当該地域の代表的な群落であるミズナラ林や、太平洋側気候域に残された原生的なブナ・イヌブナ林を主体とする地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○当該地域の代表的な群落であるミズナラ林、太平洋側気候域に残された原生的なブナ・イヌブナ林等から構成される多様な森林植生及び生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高830~1,790m。 ○本保護林は、塩谷町、矢板市に跨る616.34haの釈迦ヶ岳、剣ヶ峰及びミツモチ山に囲まれた尚仁沢、権現沢を中心とした範囲である。尚仁沢上部のイヌブナ林は、イヌブナの混交率が本数割合で94%、胸高断面積割合で35%、最大胸高直径が86.5cmで多くの老齢木で構成された典型的なブナ・イヌブナ林で、極めて貴重な森林である。また、宇都宮大学農学部の森林科学科において、森林動態モニタリング試験地として継続的な調査が実施されている。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。 2. 保全利用地区 (1) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (2) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出 6. 標識類の設置等 7. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ）</p> <p>ニホンジカの痕跡が複数確認されており、調査プロットでは低木層、草木層ともに、ニホンジカの採食圧による植被率の低下が見られる。また、ニホンジカの採食圧により、今後短期間で下層植生に変化が生じる可能性があり、今後の植生変化に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度

<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、国立公園普通地域、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧尚仁沢植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 2 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006（H18）4.1植物群落保護林尚仁沢ブナ・イヌブナ等を設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（616.34ha）

管理方針書 37 流石山・大峠ミヤマナラ 希少個体群保護林

<p>名称</p>	<p>37 流石山・大峠ミヤマナラ 希少個体群保護林 (塩那森林管理署一那珂川計画区)</p>		
<p>面積</p>	<p>97.31ha</p>	<p>設定年月日</p>	<p>2006 (H18) 年 4月 1日</p>
		<p>変更年月日</p>	<p>2018 (H30) 年 4月 1日</p>
<p>位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)</p>	<p>栃木県 那須塩原市白湯山国有林 林小班：170 は1、イ1、172 ち1</p>		
<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的 流石山・大峠周辺は、冬季の季節風による雪庇の発達をもたらす特異な植生が分布し、全国的に見ると分布のほぼ南東端にあたるミヤマナラ群落が発達している。ミヤマナラ群落が発達する地形と、ハイマツ群落、ニッコウキスゲなどが優占した雪田草原などが地形に応じて分布域を異にしており、地史、地形、気象との関係における分布域の問題を考察する上でも極めて貴重である。このため、特異な分布を示すこれらの亜高山帯植生からなる群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ハイマツ (<i>Pinus pumila</i> (Pall.) Regel)、ミヤマナラ (<i>Quercus crispula</i> Blume var. <i>horikawae</i> H. Ohba)、ミネヤナギ：別名ミヤマヤナギ (<i>Salix reinii</i> Franch. et Sav. ex Seemen)、ガンコウラン (<i>Empetrum nigrum</i> L. var. <i>japonicum</i> K. Koch)、ニッコウキスゲ：別名ゼンテイカ (<i>Hemerocallis middendorffii</i> Trautv. et C.A. Mey. var. <i>esculenta</i> (Koidz.) Ohwi)。保護林設定管理要領第4の3の(2)オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(高山帯、風衝地といった特殊な立地に生育している個体群)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,350~1,820m。 ○本保護林は栃木県と福島県の県境に位置している。 ○硫気火口原が発達した茶臼岳等とは異なった姿を持つ地域で、県境稜線に沿ってミヤマナラ、ガンコウラン、ニッコウキスゲ、ハクサンシャクナゲ、ササ類などがブナ帯を抜けた山頂斜面において特有の景観やお花畑を形成している。ミヤマナラ群落は、雪崩斜面や適度の積雪と激しい風衝地形に発達している。ミズナラの変種とされる、ミヤマナラは、特有の地形を持つ日本海側多雪地帯の亜高山帯では比較的普通に見られ、しかし、この地域のミヤマナラは、全国的に見るとほぼ南東端に当たり、基準種で高木性のミズナラとの関係など種分化の問題、地史、地形、気象との関係における分布域の問題を考察する上でハイマツと並んで貴重な種となっている。</p>		

<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>この地域にはミヤマナラ群落が発達する地形とハイマツ低木林、ニッコウキスゲ草原等が地形に応じて分布域を異にしており、また、これらの山頂稜線域の亜高山性群落と、標高の低いブナ帯の高木性樹種の生育環境とを比較できる格好の場所となっている。</p>
<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） 概ね健全な状態で維持されていると考えられる。一方で、ニホンジカの影響により優占種が変化している群落も存在し、今後も影響について把握する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第2種特別地域、国立公園普通地域、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧流石山・大峠風衝地植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2006（H18）4.1植物群落保護林流石山・大峠風衝地 を設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（97.31ha）
-----------------------	--

管理方針書 38 那須街道アカマツ遺伝資源 希少個体群保護林

名称	38 那須街道アカマツ遺伝資源 希少個体群保護林 (塩那森林管理署—那珂川計画区)		
面積	41.81ha	設定年月日	1989 (H元) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	栃木県 那須郡那須町高久第1国有林 林小班： 101い, に		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

設定目的

県道那須高原線（那須街道）の両脇に広がるアカマツを主体とする天然林で、明治23年から昭和22年までは旧宮内省所管の御料林であった。栃木県内唯一の風致保安林に指定されているほか、「とちぎの景勝百選」にも選定されているアカマツ林である。東日本型東海・関東型アカマツの自生地で、森林施業の考証として、また、遺伝資源の確保上貴重である。このため、アカマツが優占する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象

○アカマツ (*Pinus densiflora* Siebold et Zucc.)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（高齢木・老齢木からなる群落）エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、キ：その他保護が必要と認められる個体群（森林施業上の考証として貴重な群落）に該当。旧那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林（101い, に）。

特徴

○標高300～330m。

○保護林周辺部を含め、保護林内は、胸高直径20～75cm程度のアカマツが優占する林となっている。県道付近および保護林南東部では下草が刈られている。

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：病虫害（マツイムシ）、遷移 マツ枯れ被害による影響を強度に受けており、アカマツの立木密度が減少傾向にある。また、低木層、亜高木層では広葉樹の被度が増加しており、今後の植生遷移に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、保健保安林、風致保安林、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧那須街道アカマツ林木遺伝資源保存林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1989（H1）林木遺伝資源保存林那須街道アカマツを設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（41.81ha）
-----------------------	---

3 利根上流森林計画区

- 利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域（生態5）…P 2 1
- 栗原川ウダイカンバ遺伝資源 希少個体群保護林（希少41）…P 2 6
- 谷川岳サワグルミ遺伝資源 希少個体群保護林（希少42）…P 2 9
- 玉原アスナロ 希少個体群保護林（希少43）…P 3 2
- 法師クロベ 希少個体群保護林（希少44）…P 3 6
- 武尊山シラカンバ遺伝資源 希少個体群保護林（希少45）…P 3 9

管理方針書 5 利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域

名称	5 利根川源流部・燧ヶ岳周辺 森林生態系保護地域 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区) (中越森林管理署一中越計画区)		
面積	20,085.77ha (中越：8,432.00ha、利根上：11,653.77ha) (保存地区：3,861.67ha、保全利用地区：16,224.1ha)	設定年月日	1989 (H1) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年04月01日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	群馬県 利根郡みなかみ町大利根国有林 新潟県 南魚沼市入山国有林、シク沢国有林、水クミ戸沢国有林、魚沼市赤ノ川表国有林 林小班 ○保存地区：(利根上) 347-Vに、ほ、イ4~7 347-VIは~イ6 ○保全利用地区：(中越) 159全 161~163全 270~277全 (利根上) 347-I~IV全 347-Vい~は、イ1~3 347-VIい、ろ 347-VII全		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

設定目的

利根川源流部・燧ヶ岳周辺は、ブナ・オオシラビソ・コメツガ・クロベ・キタゴヨウ等の原生的な天然林と雪田植物群落湿原植生、ササ群落など豊富な植生が分布している。このため、これらの原生的な森林生態系を保存することにより、自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資するため設定する。

保護・管理の対象

○中越、利根上流地域の気候帯または森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系。
○利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域を構成する主要な群落であり、多種多様な動植物の生育・生息基盤となっている、亜高山帯のオオシラビソ群落、コメツガ群落、山地帯のチシマザサーブナ群団、雪蝕地形のウラジロヨウラクミヤマナラ群団、やせ尾根や岩尾根のアカミノイヌツゲ・クロベ群集、稜線付近のチシマザサ草原、雪田植物群落、湿原植生及び生育・生息する動植物。

特徴

○標高860m～2,140m。
○中越地域側は、亜高山帯にはオオシラビソ群落、山地帯にはチシマザサーブナ群団が広がり、雪蝕地形にはウラジロヨウラクミヤマナラ群団、やせ尾根や岩尾根にはアカミノイヌツゲ・クロベ群集、稜線にはチシマザサ草原が分布している。平ヶ岳周辺の稜線付近では、コメツガ林、オオシラビソ林、雪田植物群落、湿原植生が分布し、丹後山では山腹斜面にブナ林、尾根上部には自然低木群落が分布している。
○哺乳類はツキノワグマ、カモシカ、キツネ、サルなど18種、鳥類はイヌワシなど62種、昆虫類は177種の生息が確認されている。
○利根上流地域側は、群馬県の最北部に位置し、新潟県との県境をなす大水上山を中心に2,000m近い山に囲まれた地域で、南側から利根川が浸食し深い谷が形成され、著しく急峻な壮年期地形を呈している。位置的には太平洋側に面しているが、冬季に日本海から北西の季節風をまともに受ける豪雪地帯で、ブナ、オオシラビソ、クロベ、キタゴヨウ等の原生的な天然林と、雪田草原、ササ群落など豊富な植生が分布している。ほとんどの地域が自然状態にあり、ツキノワグマ等18種の哺乳類、62種の鳥類等が確認され、多様な野生生物が生息している（前橋営林局、1990）。

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】</p> <p>保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。</p> <p>1 保存地区の森林の取扱い方針</p> <p>保存地区の森林は、次の場合を除き原則として人手を加えず、自然の推移に委ねるものとする。</p> <p>(1) モニタリング（長期的変化の継続的観測・記録）、生物遺伝資源の利用に係る行為等学術研究、その他公益上の事由により必要と認められる行為</p> <p>(2) 山火事の消火、大規模な林地崩壊、地すべり等の非常災害の応急措置</p> <p>(3) 入林者に周知を図るための標識類の設置</p> <p>(4) その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p> <p>2 保全利用地区の森林の取扱い方針</p> <p>保全利用地区の森林は、保存地区の森林に環境変化の影響が直接及ばない範囲で、次により取り扱うことができるものとし、木材生産を目的とした森林施業は行わないこととする。</p> <p>(1) 自然観察、野外教育、森林レクリエーションの場としての活用及びこのために必要な道路、建物等の施設の整備</p> <p>(2) 危険木の伐倒及び除去</p> <p>3 保全利用地区に外接する森林の取扱い</p> <p>保全利用地区に外接する森林は、森林生態系保護地域の急激な環境の変化を避けるため、次のように取り扱うこととする。</p> <p>(1) 天然林については、天然生林施業又は育成天然林施業を行う</p> <p>(2) 伐採方法は択伐とし、伐採率は30%以下とする。</p> <p>4 森林生態系保護地域内の法規制等</p> <p>現在、森林生態系保護地域内で法令等の制限を受けている森林は表-2のとおりとなっており、これらの森林はそれぞれの法令等に基づき保護、管理されている。</p> <p>なお、今後の管理・利用に当たって、これら法令に基づき協議を要する事項については、関係行政機関との協議を整えたいで行うものとする。</p>
-------------------------------	---

	<p>【利用に関する事項】</p> <p>1. 保存地区 保存地区の森林は、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとするがモニタリング（長期的変化の継続的観測、記録）、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為は、行うことができるものとする。</p> <p>2. 保全利用地区 保全利用地区は、新潟県側の下津川及び三国川の上流域は魚沼連峰県立自然公園に、また只見川の支流の大白沢流域は越後三山・只見国定公園に、さらに燧ヶ岳周辺は日光国立公園にそれぞれ指定されている。 これらの地域は、燧ヶ岳周辺を除き利根川源流域とともに奥地山岳地帯に位置しており、全般に地形は急峻で一般の入り込み者はまだ少ない現状にある。 燧ヶ岳周辺は、既に周辺の尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体的な保護・利用地域となっており、登山等の多数の入り込み者が見られる。この外、現在比較的に利用されている地域としては、平ヶ岳、巻機山等の高原地域があり、今後自然探勝等の入り込み者が増加するものと考えられる。 平ヶ岳、巻機山周辺は、県自然環境保全地域に指定されており、登山等の入り込みに当たっては、秩序ある利用が大切である。</p> <p>3. 森林生態系保護地域内の森林レクリエーション等の施設 現在、保全利用地区内で森林レクリエーション等の目的により利用されている。</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 過去のナラ枯れの影響で消失したミズナラについては、ブナ群落内において後継樹は確認されなかったものの前回調査時と比較して大きな変化は見られず、保護林は良好な状態で維持されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（H31）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国定公園第1種特別地域、国定公園第2種特別地域、国定公園特別保護地区、国立公園第2種特別地域、国立公園特別保護地区、自然環境保全地域特別地区、都道府県自然環境保全地域特別地区、都道府県立自然公園第1種特別地域、都道府県立自然公園第2種特別地域、都道府県立自然公園第3種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>生態系保護地域の管理等については、「吾利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域設定方針」（平成2年3月制定、平成18年度変更）によるものとする。</p> <p>【留意事項】</p> <p>燧ヶ岳周辺は、比較的丘陵地形にして尾瀬沼、尾瀬ヶ原と一体的な保護・利用地域となっており、登山等の多数の入り込み者が見られることから、保存地区については原生的な森林生態系の保護を図るため、登山等の入り込み者に対して、森林生態系保護地域の表示等により、保護について周知を図ることとする。</p> <p>また、保全利用地区については、当該地域の設定の趣旨に反しない範囲で、森林の教育的利用や森林レクリエーションの場として活用できるものとし、利用に当たっては自然環境の保全に十分留意するものとする。</p> <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1977（S52）学術参考保護林尾瀬岳を設定 ・ 1989（H1）森林生態系保護地域利根川源流部・燧ヶ岳周辺を設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（20,085.77ha）
-----------------------	--

管理方針書 41 栗原川ウダイカンバ遺伝資源 希少個体群保護林

名称	41 栗原川ウダイカンバ遺伝資源 希少個体群保護林 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区)		
面積	11.75ha	設定年月日	1990 (H2) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	群馬県 沼田市根利山国有林 林小班：100に1		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 南東北及び関東地方において、他には類を見ないウダイカンバが高密度で生育する群落であり、学術上、また、遺伝資源の保護上貴重である。このため、ウダイカンバが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ウダイカンバ (<i>Betula maximowicziana</i> Regel)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群に該当。旧栗原川ウダイカンバ林木遺伝資源保存林(100に1班)。キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上貴重)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,220~1,460m。 ○本保護林はジュウリン沢の左岸から尾根にかけての範囲にある。保護林周辺はほとんどが国有林で、育成天然林が最も多く分布しており、保護林の四方も育成天然林に接している。保護林内にはカラマツ混成し、周辺地域にはカラマツ人工林及びクリーミズナラ群落が分布している。また、栗原川流域にはダケカンバ群落が分布している。 ○保護林内は、ほぼ全域にわたって、高木層に胸高直径20~30cm程度のウダイカンバが優占し(被度・群度4・4程度)、シラカンバ、シナノキ、ブナ、モミなどが混生している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 原則禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：遷移 当面はウダイカンバ林として維持されるものと考えられるが、次世代を担う低木、稚樹が見られず、将来的にはブナやシナノキ等他の樹種が優先する林に遷移していくと推測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧栗原川ウダイカンバ林木遺伝資源保存林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1990（H2）林木遺伝資源保存林栗原川ウダイカンバを設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（11.75ha）
-----------------------	---

管理方針書 42 谷川岳サワグルミ遺伝資源 希少個体群保護林

名称	42 谷川岳サワグルミ遺伝資源 希少個体群保護林 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区)		
面積	8.28ha	設定年月日	1990 (H2) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	群馬県 利根郡みなかみ町湯吹山国有林 林小班： 319ろ1		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 崖錐堆積地といった特殊な立地に成立している群落で、南東北及び関東地方におけるサワグルミの遺伝資源の保護において極めて貴重である。このため、サワグルミが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○サワグルミ (<i>Pterocarya rhoifolia</i> Siebold et Zucc.)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群才：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（崖錐堆積地といった特殊な立地に成立している群落）に該当。</p> <p>特徴 ○標高710～890m。 ○本保護林は谷川連峰から延びる西黒尾根が湯檜曾川とぶつかる位置にある。 ○保護林内は、崖錐堆積地上に成立したサワグルミ林が広がり、胸高直径30～60cm程度の中齢～高齢級のサワグルミが優占する林分が保護林全域にわたって形成されている。若齢木は少ないが、幼樹は林下に散在している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 保護林は良好な状態が維持されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧谷川岳・サワグルミ林木遺伝資源保存林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1990（H2）林木遺伝資源保存林谷川岳・サワグルミを設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（8.28ha）
-----------------------	--

管理方針書 43 玉原アスナロ 希少個体群保護林

名称	43 玉原アスナロ 希少個体群保護林 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区)		
面積	5.73ha	設定年月日	1934 (S9) 年 9月25日
		変更年月日	1991 (H3) 年 4月 1日 2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	群馬県 沼田市迦葉山丙350ノ1国有林 林小班：17 る2～か2		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

設定目的

天然生アスナロの伏条更新が良好な林分で、原生林に準ずる林相を有し、学術上及び森林施業上の考証として貴重である。このため、アスナロが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。

保護・管理の対象

○アスナロ (*Thujopsis dolabrata* (L.f.) Siebold et Zucc.)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群(土地的極相林)、エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群(伏条更新が良好な個体群)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上及び森林施業上の考証として貴重な群落)に該当。

特徴

○標高940~1,080m。

○本保護林は、迦葉山の東に位置し、北北西に面した斜面上にある。全域が天然林であり、樹種は林齢80~90年生のアスナロ(ヒバ)天然林で、伏条更新が良好である。他にはクリーミズナラ群落が確認されている。

○保護林内の斜面中腹に帯状にアスナロが分布している。ほぼ純林で、林内は暗く、下層植生は乏しい。胸高直径は、20~40cmで、若齢~中齢級のアスナロからなる。大径木の古い伐採跡(針葉樹)があり、本アスナロ群落は、伐採後の一斉林と思われる。また、径60cm程度のウダイカンバも生育している幼樹は生育していないが、亜高木クラスの若い木は少数見られる。

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 テングス病の個体が確認されたため、今後は被害の拡大に留意する必要があるものの、アスナロの純林が成立しており、保護林は良好な状態が維持されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、保護林範囲を拡充、名称変更した（旧迦葉山天然ヒバ植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1934（S9）9.25学術参考保護林迦葉山を設定 ・ 1991（H3）4.1植物群落保護林迦葉山天然ヒバを設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（5.73ha）
-----------------------	---

管理方針書 44 法師クロベ 希少個体群保護林

<p>名称</p>	<p>44 法師クロベ 希少個体群保護林 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区)</p>		
<p>面積</p>	<p>17.41ha</p>	<p>設定年月日</p>	<p>1934 (S9) 年 9月25日</p>
		<p>変更年月日</p>	<p>1991 (H3) 年 4月 1日 2018 (H30) 年 4月 1日</p>
<p>位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)</p>	<p>群馬県 利根郡みなかみ町三国国有林 林小班：216 え1、え2</p>		
<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的 利根上流地域には珍しい、クロベ、コメツガからなる原生林に準ずる森林で、学術上及び森林施業の考証として貴重である。このため、クロベ、コメツガからなる群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○クロベ (<i>Thuja standishii</i>(Gordon) Carrière)、コメツガ (<i>Tsuga diversifolia</i> (Maxim.) Mast.) ○急峻な尾根上の岩角地に成立しているクロベ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落)、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(岩角地といった特殊な立地に成立している群落)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上及び森林施業上の考証として貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,170~1,290m。 ○本保護林は、赤沢山の北東に位置し、保護林の北東側が万沢(赤沢)林道に接している。赤沢山の北側の稜線から延びる尾根上にあり、北~北東側斜面に面している。 ○保護林は急峻な尾根上の岩角地を含む場所に設定され、保護林の斜面上部にクロベのまとまった林分(クロベが優占し、コメツガが混生)が形成されている。クロベの胸高直径は80~100cm、高さ22~25m程度である。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 保護林は良好な状態が維持されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第3種特別地域、国立公園普通地域、鳥獣保護区</p>

その他留意事項

平成30年4月1日に、名称変更した（旧法師ネズコ植物群落保護林）。

【留意事項】

- 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。
- 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

【設定履歴】

- ・ 1934（S9）9.25 「法師学術参考保護林」を設定（3.47ha）
- ・ 1991（H3）4.1 「法師ネズコ植物群落保護林」に名称変更
- ・ 2018（H30）4.1 区域拡張（13.94ha増）及び「法師クロベ希少個体群保護林」に名称変更（17.41ha）

管理方針書 45 武尊山シラカンバ遺伝資源 希少個体群保護林

名称	45 武尊山シラカンバ遺伝資源 希少個体群保護林 (利根沼田森林管理署一利根上流計画区)		
面積	8.60ha	設定年月日	1990 (H 2) 年
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	群馬県 利根郡片品村武尊山国有林 林小班：52り2		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 南東北及び関東地方において、他には類を見ないシラカンバが高密度で育する群落であり、学術上、また、遺伝資源の保護上貴重である。このため、シラカンバが群生する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○シラカンバ (<i>Betula platyphylla</i> var. <i>japonica</i> (Miq.) H. Hara)。保護林設定管理要領第4の3の(2)エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群、キ：その他保護が必要と認められる個体群(学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,420~1,470m。 ○本保護林は山裾に位置し、南西側は民有地(スキー場)に接し、周辺には落葉針葉樹林や牧草地が分布している。 ○保護林内は、15~35cm程度のシラカンバが優占し、次世代を担うブナやアカイタヤが高木層に混生し始めている林相にある。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 原則禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為 <p>保護対象種の特性を勘案し、必要に応じて保護管理に必要な最小限の伐採は行う。</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：遷移</p> <p>保護林内のシラカンバは、樹勢の衰えや枯損が確認された。次世代を担うシラカンバの亜高木、低木、稚樹が全く見られず、今後シラカンバは消失し、他の樹種が優占する林に遷移していくと推測される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、保健保安林</p>

その他留意事項	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧武尊シラカンバ林木遺伝資源保存林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1990（H2）林木遺伝資源保存林武尊山シラカンバを設定・ 2018（H30）4.1保護林再編（8.60ha）
----------------	--

4 上越森林計画区

- 犬ヶ岳ホンシャクナゲ 希少個体群保護林（希少61）・・・P 4 3
- 火打山周辺ライチョウ 希少個体群保護林（希少62）・・・P 4 6
- 蓮華ライチョウ 希少個体群保護林（希少63）・・・P 4 9

管理方針書 61 犬ヶ岳ホンシャクナゲ 希少個体群保護林

名称	61 犬ヶ岳ホンシャクナゲ 希少個体群保護林 (上越森林管理署一上越計画区)		
面積	115.00ha	設定年月日	1993 (H5) 年 4月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	新潟県 糸魚川市長トガ国有林 林小班：108口		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 北アルプス北端の犬ヶ岳から黒岩岳を結ぶ稜線の東斜面においてヒメコマツ、クロベ等の点生する天然生林の林下に生育しているホンシャクナゲ群落であり、原生状態を保ち、学術上貴重である。このため、ホンシャクナゲが林下に生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ホンシャクナゲ (<i>Rhododendron japonheptamerum</i> Kitam. var. <i>hondoense</i> (Nakai) Kitam.)。保護林設定管理要領第4の3の(2) オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に生育している個体群）に該当。 ○ヒメコマツ、クロベ等の点生する天然生林の林下に生育しているホンシャクナゲ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2) オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、キ：その他保護が必要と認められる個体群（学術上貴重な群落）に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,330~1,620m。 ○本保護林は北アルプス北端の犬ヶ岳から黒岩岳を結ぶ稜線の、新潟県側である東斜面に位置している。傾斜は30度以上。 ○保護林内には、ヒメコマツ、ネズコ等が点在し、下層にホンシャクナゲが生育している。過去に施業が行われた経緯はない。 ○保護林内におけるホンシャクナゲは、保護林の北部を中心に比較的多く生育している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとするが、保護対象種の特性を勘案し、必要に応じて地表処理、刈出し等の更新補助作業を行う。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 保護林は良好な状態が維持されている。 ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度</p>
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>土砂流出防備保安林</p>

その他留意事項	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧犬ヶ岳ホンシャクナゲ植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1993（H5） 4.1植物群落保護林犬ヶ岳ホンシャクナゲを設定・ 2018（H30） 4.1保護林再編（115.00ha）
----------------	--

管理方針書 62 火打山周辺ライチョウ 希少個体群保護林

<p>名称</p>	<p>62 火打山周辺ライチョウ 希少個体群保護林 (上越森林管理署一上越計画区)</p>		
<p>面積</p>	<p>826.74ha</p>	<p>設定年月日</p>	<p>2009 (H21) 年 4月</p>
		<p>変更年月日</p>	<p>2018 (H30) 年 4月 1日</p>
<p>位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)</p>	<p>新潟県 妙高市妙高山国有林、入貴山国有林、糸魚川市焼ヶ山国有林 林小班：11イ3、13口2、41イ、42口1、44イ、49イ、93イ18</p>		
<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的 裏金山～焼山～影火打～火打山～雷鳥平に連なる稜線で、ハイマツ及び妙高山連峰高山植物地帯（高山荒原雪田群落）を保全し、ライチョウ及びその生息環境を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ライチョウ (<i>Lagopus muta japonica</i> H. L. Clark)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（特別天然記念物、絶滅危惧種）、イ：分布限界域等に位置する個体群（日本最北限、最小の地域個体群）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（隔離分布）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（高山帯、岩角地、脊梁地といった特殊な環境に生息している個体群）、カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群（ハイマツの低木林化による営巣環境の悪化、天敵の高標高地への進出）に該当。 ○ライチョウの生息環境となっているハイマツ (<i>Pinus pumila</i> (Pall.) Regel) 及び妙高山連峰高山植物地帯（高山荒原雪田群落）。保護林設定管理要領第4の3の(2) オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（高山帯、岩角地、脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群（ハイマツの低木林化等）に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,710～2,460m。 ○火打山（標高2,462m）は、北アルプス北部の主峰白馬岳（2,932m）の北東、約40kmに位置し、西隣には活火山の焼山、その西には金山、天狗原山、雨飾山といった標高2,000m前後の山岳があり、さらに南東には妙高山（2,454m）がある。火打山は、これらの山岳と共に、頸城山塊を形成し、この頸城山塊の山頂部にハイマツの生育が見られるが、この地域で最も広い面積でハイマツを含む高山植生が見られるのが火打山である。火打山において、ハイマツ群落や雪田草原は、なだらかな山頂や尾根付近に分布している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：温暖化 ハイマツ群落は、前回調査時よりも高木化が進行しており、ライチョウの生息に適した環境の消失が進行している可能性が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園特別保護地区、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区</p>

その他留意事項	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧火打山周辺ライチョウ特定動物生息地保護林）</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2009（H21）4.1特定動物生息地保護林火打山周辺ライチョウを設定・ 2018（H30）4.1保護林再編（826.74ha）
----------------	--

管理方針書 63 蓮華ライチョウ 希少個体群保護林

名称	63 蓮華ライチョウ 希少個体群保護林 (上越森林管理署—上越計画区)		
面積	974.82ha	設定年月日	1974 (S49) 年 4月 1日
		変更年月日	1993 (H5) 年 4月 1日 2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	新潟県 糸魚川市大所・蓮華山国有林 林小班：100イ、102ニ2～6		

<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的 長柵山～三国境～蓮華山～白馬大池に連なる稜線で、ハイマツ及び白馬山系高山植物地帯（高山荒原雪田群落）を保全し、ライチョウ及びその生息環境を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ライチョウ (<i>Lagopus muta japonica</i> H. L. Clark)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群（特別天然記念物、絶滅危惧種）、ウ：他の個体群から隔離された同種個体群（隔離分布）、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（高山帯、岩角地、脊梁地といった特殊な環境に生息している個体群）、カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群（ハイマツの低木林化による営巣環境の悪化、天敵の高標高地への進出）に該当。 ○ライチョウの生息環境となっているハイマツ (<i>Pinus pumila</i> (Pall.) Regel) 及び白馬山系高山植物地帯（高山荒原雪田群落）。保護林設定管理要領第4の3の(2) オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群（高山帯、岩角地、脊梁地といった特殊な立地に成立している群落）、カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群（ハイマツの低木林化等）に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,870～2,760m。 ○本保護林には、高山低木群落、風衝矮生低木群落（高山ハイデ）及び風衝草原、雪田草原、ミヤマハンノキ・ダケカンバ群落などが分布している。海拔1,600m辺りまではブナ林であり、その上部はダケカンバやオオシラビソ林となる。多雪でしかも長期間残雪が覆う緩斜面や凹地は雪田草原となっている。</p>
<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>○本保護林のハイマツ群落は、群落高が低いものが多く、ライチョウの繁殖環境として好適であり、ハイマツ群落に接して、高山ハイデ・風衝草原、雪田草原、高茎草原、風衝低木林、ガレ場など、ライチョウの採餌、休息、砂浴びの場となる環境が分布している。</p>

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとするが、保護対象種の現状を勘案して、ライチョウの存続が図れるよう適正な保護管理を行う。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>10年 保護林は良好な状態が維持されている。 ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2029（R11）年度</p>
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園特別保護地区、鳥獣保護区特別保護地区、文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧蓮華ライチョウ特定動物生息地保護林）</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1974（S49）4.1特定動物生息地保護林蓮華ライチョウを設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（974.82ha）
-----------------------	---

5 多摩森林計画区

- 高尾山モミ 希少個体群保護林（希少48）・・・P54

管理方針書 48 高尾山モミ 希少個体群保護林

名称	48 高尾山モミ 希少個体群保護林 (東京神奈川森林管理署一多摩計画区)		
面積	4.85ha	設定年月日	1990 (H2) 年 4月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	東京都 八王子市高尾町2181番1の内国有林、南浅川町4149番国有林 林小班：238に、251ろ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 モミの天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ林で、植生分布上及び学術上貴重である。このため、分布限界のモミが生育する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○モミ (<i>Abies firma</i> Siebold et Zucc.)。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群(高齢木・老齢木からなる個体群) イ：分布限界域等に位置する個体群(分布北限の個体群)に該当。 ○天然分布の限界と言われている暖温帯上部から冷温帯下部に成立しているモミ群落。保護林設定管理要領第4の3の(2) ア：希少化している個体群(高齢木・老齢木からなる群落)、イ：分布限界域等に位置する個体群(分布北限に位置する群落)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(植生分布上及び学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高200~380m。 ○本保護林は、高尾山の北東麓と南麓に位置しているモミ群落を飛び地指定したものである。 ○モミを主体とし、スギ、アカマツ等から成る天然林である。当地域は高尾山の天然林のうち、最も広範囲にモミ天然林が分布する。高木層、亜高木層にはモミが優占し、アカマツ、カヤ等の針葉樹やカシ類、ブナ、コナラ、ケヤキ等の落葉広葉樹が混在している。モミの純林も多く見られる。 ○保護林内は、胸高直径30~60cm程度のモミが優占している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ）、その他</p> <p>高齢級のモミは減少傾向にあり、常緑カシ類が優勢になりつつある。ニホンジカの採食圧により、前回調査時より草木層、低木層の植生率低下が見られ、モミ稚樹は減少していた。今後の群落の更新に対する影響に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>土砂流出防備保安林、保健保安林、国定公園第1種特別地域、都道府県立自然公園第3種特別地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区</p>

その他留意事項	<p>平成30年4月1日に旧高尾山モミ植物群落保護林と旧大平モミ植物群落保護林を統合した。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1990（H2） 4.1植物群落保護林高尾山モミ、大平モミを設定・ 2018（H30） 4.1保護林再編（4.85ha）
----------------	--

6 富士森林計画区

- 愛鷹山 生物群集保護林（群集11）…P 5 8
- 富士山 生物群集保護林（群集12）…P 6 1
- 富士山罎塚ウラジロモミ 希少個体群保護林（希少65）…P 6 5
- 富士山六番ブナ 希少個体群保護林（希少66）…P 6 8

管理方針書

11 愛鷹山 生物群集保護林

名称	11 愛鷹山 生物群集保護林 (静岡森林管理署一富士計画区)		
面積	570.17ha (保存地区：570.17ha、保全利用地区：未設定)	設定年月日	1991 (H3) 年 4月1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	静岡県 沼津市、駿東郡長泉町、裾野市 林小班 (保存地区・保全利用地区)：447い、448い、ろ、は、449い、450い、ろ、は、に、451い、ろ、452い、ろ、は、り、る、わ、う、453い、ろ、は		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 ブナ、ミズナラ、ヒメシャラ等の落葉広葉樹を主とした天然林で、林内には、ブナの純林とスギの天然林があり、また、アシタカツツジが自生し、自然状態がよく保たれた太平洋気候区の典型的な森林である。このため、当該地域の代表的な群落であるヒメシャラの混在したブナ林や、太平洋側気候域に残された原生的なスギ林、アシタカツツジの生育する低木林などを主体とする地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○自然状態が良く保たれた太平洋気候区の典型的な森林である、ブナ、ミズナラ、ヒメシャラ等の落葉広葉樹を主とした天然林やスギの天然林、愛鷹山の固有種であるアシタカツツジが生育する稜線部の低木林等から構成される多様な森林植生、及び生育・生息する動植物。</p> <p>特徴 ○標高970～1,460m。 ○愛鷹山から位碑岳、越前岳を通る稜線の東側に位置する。 ○モミが混生する天然のスギ群落や、ヒメシャラの混在するヤマボウシーブナ群落により構成され、愛鷹山に繋がる位牌岳の稜線部には、愛鷹山の固有種であるアシタカツツジが生育している。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。 2. 保全利用地区 (1) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (2) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出 6. 標識類の設置等 7. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） ニホンジカの痕跡が複数確認されており、プロット内のスギ群落の低木層、草木層に、ニホンジカの採食圧による植被率の低下が見られる。また、ニホンジカによる採食圧により、今後短期間で下層植生に変化が生じる可能性がある。今後の植生変化に留意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域、都道府県自然環境保全地域特別地区、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧愛鷹山ブナ・スギ群落林木遺伝資源保存林、ブナ、ミズナラ、ヒメシヤラ、アシタカツツジ、国有林名不明）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 2 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1991（H3） 4.1林木遺伝資源保存林愛鷹山ブナ・スギ群落を設定 ・ 2018（H30） 4.1保護林再編（570.17ha）
-----------------------	--

管理方針書 12 富士山 生物群集保護林

名称	12 富士山 生物群集保護林 (静岡森林管理署一富士計画区)		
面積	1,027.09ha (保存地区：1,27.09ha、保全利用地区：未設定)	設定年月日	1991 (H3) 年04月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	静岡県 富士宮市、富士市、裾野市 林小班 (保存地区・保全利用地区) : 46 い、ろ、47 全、48 全、49 全、52 い～は、53 い、74 い、に～へ、ハ、ニ122 い、に～と、ロ～ニ172 い～リ182い2、185 ち、リ201 ほ、へ203 ち、リ、459 い、ろ、に、464 い～は470 ろ、は478 い、ろ、483 い～と、ぬ～わ、よ～ね		

保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

設定目的

富士山の山腹には、日本の低山帯から高山帯にわたる植生の垂直分布が模式的に存在し、太平洋気候区の典型的な森林として維持されている。低山帯には、ブナ、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹を主体とした天然林が成立し、亜高山帯には、カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、コメツガ、シラビソなどを主体とした天然林が成立している。また、丸尾と呼ばれる溶岩流上には、ヒノキ純林の特徴的な群落形成され、スコリアの堆積地には、火山荒原草本群落形成されている。このため、当該地域の代表的なこれらの群落を主体とする地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資するため設定する。

保護・管理の対象

○日本の低山帯から高山帯にわたる植生の垂直分布が模式的に存在している富士山山腹の、自然状態がよく保たれた太平洋気候区の典型的な森林である、低山帯の、ブナ、ミズナラ、カエデ類等の落葉広葉樹を主体とした天然林、亜高山帯の、カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、コメツガ、シラビソなどを主体とした天然林、丸尾と呼ばれる溶岩流上の特徴的なヒノキ純林、スコリアの堆積地の火山荒原草本群落等から構成される多様な森林植生及び生育・生息する動植物。

特徴

○標高1,380~2,790m。

○大沢崩れの左岸にある、標高1,500~2,800mに位置する保護林の西側の区域には、カラマツ・イラモミ・ウラジロモミなどからなる原生林が広がっている。カラマツ林は、大沢を中心とする西向き斜面に最も大径木が多く生育し、人為の影響が一番及ばない原生的自然環境にある。他にタカネノガリヤスーダケカンバ群集、シラビソーオオシラビソ群集が分布する。

○富士山の南側、標高1,500m~2,300mに位置する保護林の中央部の区域には、カラマツ群落、タカネノガリヤスーダケカンバ群集、シラビソーオオシラビソ群集の亜高山性針葉樹林が分布している。富士山原始林と呼ばれる亜高山性の自然植生は、この火山の南北両斜面にも発達するが、大沢を中心とする西向き斜面が最も大径木が多く、人為の影響が及んでいない原生的自然環境を維持している。標高1,600m付近ではウラジロモミが優占し、コメツガ等の針葉樹が混生している。亜高木層~低木層は広葉樹も混じり、草本層はスズタケが繁茂している。標高2,200m付近ではシラビソが優占し、ダケカンバやナナカマドが混じており、一部では、台風の影響と思われる倒木が多く見られる。標高2,300m付近はスコリア土壌で、裸地面積が大きく植物の生育量は少ない。オンタデやタイツリオウギ等の草本層が生育し、場所によっては樹高2m程度のミヤマハンノキが群生している。標高2,660m付近ではカラマツ群落が見られ、多雪の影響や風衝地であるため、幹が湾曲している。

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 保存地区の森林は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。保全利用地区の森林は、原則として、保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保存地区 原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。 2. 保全利用地区 (1) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。 (2) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出 6. 標識類の設置等 7. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） ニホンジカの痕跡が複数確認されており、プロット内の低木層、草木層に、ニホンジカの採食圧による植被率の低下が見られ、ニホンジカによる採食圧により、今後群落構造や下層植生に変化が生じる可能性がある。また、ブナ帯の上部では、大径木についても枯損が進行している。今後の植生変化について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、国立公園特別保護地区、国立公園第1種特別地域、国立公園第2種特別地域、国立公園第3種特別地域、国立公園普通地域、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区、文化財保護法に基づく特別史跡名勝天然記念物</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に旧浅木塚ヒノキ群落林木遺伝資源保存林（ヒノキ、464い、470は）、旧富士山大沢カラマツ・イラモミ・ウラジロモミ群落林木遺伝資源保存林（カラマツ、イラモミ、ウラジロモミ、46い,ろ、47い、48い、49い,ろ、52い,ろ、は、53い）、旧富士山東臼塚低山帯植物群落保護林、旧富士山亜高山帯植物群落保護林を統合した。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。 2 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1991（H3）4.1林木遺伝資源保存林浅木塚ヒノキ群落、富士山大沢カラマツ・イラモミ・ウラジロモミ群落、を設定 ・ 2018（H30）4.1保護林再編（1,027.09ha）
-----------------------	---

管理方針書

65 富士山罎塚ウラジロモミ 希少個体群保護林

名称	65 富士山罎塚ウラジロモミ 希少個体群保護林 (静岡森林管理署一富士計画区)		
面積	4.84ha	設定年月日	1991 (H3) 年 4月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	静岡県 富士宮市 林小班：5ろ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 標高1,500m～1,600m の富士山の亜高山帯植生を代表するウラジロモミ、ハリモミ等の針葉樹にブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が混交する天然林で、富士山の植生分布を知る上で貴重である。このため、針葉樹と落葉樹が混交する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ウラジロモミ (<i>Abies homolepis</i> Siebold et Zucc.)、ハリモミ (<i>Picea torano</i> (Siebold ex K.Koch) Koehne)、ブナ (<i>Fagus crenata</i> Blume)、ミズナラ (<i>Quercus crispula</i> Blume) 保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(気候的・土地的極相林、高齢木・老齢木からなる群落)、オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群(罎塚といった特殊な立地に成立している群落)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(富士山の植生分布を知る上で学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,550～1,600m。 ○本保護林は、富士山の西側にあり、旧噴火口の頂上部に設定された保護林であり、噴火口の外輪付近から外側では、胸高直径70～90cm程度のウラジロモミが占し、ハリモミ、ウラジロモミ等の針葉樹にブナ、ミズナラ、シナノキ、サワグルミ、オオイタヤメイゲツ等の落葉広葉樹が混生する天然林である。林床にはスズタケが多く、テンニンソウ、ミヤマクマワラビ等が生育する。</p>		

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。</p> <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） 針広混交林の維持に問題は生じていないと評価される。ニホンジカの食害により植生の動態が妨げられていることから、更新の状況に主眼を置いて監視するとともに、更新樹木を育成させるためシカ侵入防止柵の設置やシカ生息個体数の調整など抜本的な対策が必要と思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第3種特別地域、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧富士山罎塚亜高山帯植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1991（H3） 4.1植物群落保護林富士山罎塚亜高山帯を設定 ・ 2018（H30） 4.1保護林再編（4.84ha）
-----------------------	---

管理方針書 66 富士山六番ブナ 希少個体群保護林

名称	66 富士山六番ブナ 希少個体群保護林 (静岡森林管理署一富士計画区)		
面積	6.17ha	設定年月日	1991 (H3) 年 4月 1日
		変更年月日	2018 (H30) 年 4月 1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	静岡県 富士宮市 林小班：169ち,か,そ,ま		

<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的 標高1,000m～1,100m の富士山の低山帯植生を代表するブナ、カエデ等の落葉広葉樹を主体とする天然林で、富士山の植生の垂直分布を知る上で貴重である。このため、ブナとカエデ等の落葉広葉樹が混在する群落の希少な個体群を保護するため設定する。</p> <p>保護・管理の対象 ○ブナ (<i>Fagus crenata</i> Blume)、メグスリノキ (<i>Acer maximowiczianum</i> Miq.)、オニイタヤ (<i>Acer pictum</i> Thunb. subs p. <i>pictum</i> f. <i>ambiguum</i> (Pax) H. Ohashi)、オオモミジ (<i>Acer palmatum</i> var. <i>amoenum</i> (Pax) H. Ohashi) イタヤカエデ (<i>Acer pictum</i> Thunb.) ○富士山の低山帯植生を代表するブナとカエデ等の落葉広葉樹が混在する群落。保護林設定管理要領第4の3の(2)ア：希少化している個体群(気候的極相林、高齢木・老齡木からなる群落)、キ：その他保護が必要と認められる個体群(富士山の植生分布を知る上で学術上貴重な群落)に該当。</p> <p>特徴 ○標高1,000～1,110m。 ○本保護林は、富士山の南西側に位置し、保護林内は、胸高直径35～100cm程度のブナやメグスリノキが優占する林が広がっている。また、保護林内にシカ柵(10×10m程度)が5箇所ほど設置されている。</p>
---	--

<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>【保護・管理に関する事項】 禁伐、更新は原則として天然下種更新によることとする。 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。 2. 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。 <p>【利用に関する事項】 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為 2. 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 3. 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為 4. 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 5. 標識類の設置等 6. その他法令等の規定に基づき行うべき行為
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>5年 確認された影響：野生鳥獣（ニホンジカ） 本保護林の特徴であるブナとカエデ類が混在した混交群落が形成されている。ニホンジカの生息密度が非常に高い地域であり、シカ柵外の草木層では、ニホンジカの採食圧による植被率の低下が見られる一方、シカ柵内の草木層は植被率が維持されており、シカ柵の有効性が示された。今後の群落の更新に対する影響に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近のモニタリング実施年度：2019（R元）年度 ・次回モニタリング実施年度：2024（R6）年度
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>水源かん養保安林、国立公園第3種特別地域、国立公園普通地域、鳥獣保護区</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>平成30年4月1日に、名称変更した（旧富士山六番低山帯植物群落保護林）。</p> <p>【留意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認められる場合を除くものとする。 2 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。 3 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。 <p>【設定履歴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1991（H3） 4.1植物群落保護林富士山六番低山帯を設定 ・ 2018（H30） 4.1保護林再編（6.17ha）
-----------------------	---